

ID: 678

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物施設の使用停止命令		
法令名 根拠条項	消防法 第12条の2第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条の2第2項の規定による。</p> <p>第12条の2</p> <p>2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 第12条の7第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第13条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日